

第 9 回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2026年 8 月 28 日（金曜日）午前 10 時

開催場所

福岡市博多区下川端町 3 番 2 号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4 階 平安の間

決議事項

会社提案

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
3 名選任の件

株主提案

- 第 3 号議案 社外取締役 2 名選任の件
第 4 号議案 剰余金処分の件
第 5 号議案 企業価値向上委員会の設置に係る定款変更
の件

議決権行使期限

2026年 8 月 27 日（木曜日）
午後 6 時まで



ヤマシタ ヘルスケア ホールディングス
YAMASHITA HEALTH CARE HOLDINGS, INC.

証券コード：9265

(証券コード 9265)

2026年8月6日

(電子提供措置の開始日

2026年8月3日)

株 主 各 位

福岡市博多区下川端町2番1号

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社

代表取締役

執行役員 社長

山下 尚 登

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yhchd.co.jp/stock/meeting.php>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード（9265）を入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、インターネットまたは書面によって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のう
え、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛
否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただ
くか、いずれかの方法により、2026年8月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使して
いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

会社提案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

株主提案

- 第3号議案 社外取締役2名選任の件
第4号議案 剰余金処分の件
第5号議案 企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件

4. 招集にあたっての決定事項
【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

◎ 【議決権行使についてのご案内】

- (1) 議決権行使欄に賛否の意思表示がない場合の取扱い
議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
 - (3) 書面の郵送による議決権行使につきましては、4頁の【郵送による議決権行使のご案内】を、インターネットによる議決権行使につきましては、5頁の【インターネットによるご行使】をご参照ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので（お身体の不自由な株主様の同伴者は除く）、ご注意ください。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 車いすでのご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。
- ◎ 当日、ご出席にあたりサポートが必要な株主様は、ご来場の際に、スタッフにお声かけください。
- ◎ 株主様にご送付している書面には、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、次の事項について記載してありません。なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。【① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表】
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

議決権行使方法のご案内

本株主総会におきましては、株主様から株主提案が行われておりますが、
当社取締役会は、株主様からのご提案による第3号議案から第5号議案に反対しております。
当社取締役会の意見にご賛同をいただける株主の皆様におかれましては、
会社提案には「賛」、株主提案には「否」の議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年8月28日（金曜日）午前10時

郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
詳細は、次頁の「**郵送による議決権行使のご案内**」をご参照ください。

行使期限 2026年8月27日（木曜日）午後6時到着分まで

インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、
行使期限までに賛否をご登録ください。
詳細は、5頁の「**インターネットによる議決権行使のご案内**」をご参照ください。

行使期限 2026年8月27日（木曜日）午後6時行使分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものいたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

郵送による議決権行使のご案内

議決権行使期限

2026年 8 月27日(木曜日) 午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。

なお、議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 御中

株主総会日
2026年8月28日

私は上記開催の定時株主総会（継続総会又は臨時株主総会を含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

議案番号	議案名	賛	否	無効
第1号	会社提案	☐	☐	☐
第2号	株主提案	☐	☐	☐
第3号	株主提案	☐	☐	☐
第4号	株主提案	☐	☐	☐
第5号	株主提案	☐	☐	☐

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権の数

議決権の数に1単位は1株とします。

議決権の数

議決権の数に1単位は1株とします。

お願い

当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場までご提出ください。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお求めの議決権を行使ください。

① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法

② ログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evonet.mml.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

3. 第2号議案および第3号議案において、候補者の一部につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会提案書類の候補者番号を記入ください。

ログイン用QRコード

見本

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社

第1号議案から第2号議案は、当社取締役会からご提案させていただく議案です。会社提案に賛成の場合は、「賛」に○印をご記入ください。

第3号議案から第5号議案までは、一部の株主様からのご提案によるものです。
当社取締役会は、これらのご提案に反対しております。
株主提案に反対の場合(当社取締役会の意見に賛成の場合)は、「否」に○印をご記入ください。

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案および一部の株主様からのご提案に対する**当社取締役会の意見にご賛同をいただける場合は、**
右図のようにご記入下さい。

会社提案議案	第1号議案	第2号議案	
	☒ 賛	☒ 賛	但し ☐ 否 を除く

株主提案議案	第3号議案		第4号議案	第5号議案
	☒ 賛	但し ☐ 否 を除く	☒ 賛	☒ 賛

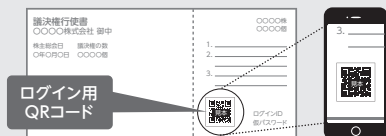
インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2026年8月27日(木曜日) 午後6時まで

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右側に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし「次の画面へ」をクリックください。

2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力ください。

〈 賛否の入力方法 〉

会社提案の全ての議案に賛成、株主提案の全ての議案に反対される場合は①を押下ください。
各議案について個別に賛否を入力される場合は②を押下ください。

①

会社提案議案に全て賛成
株主提案議案に全て反対



投票する

②

各議案個別に
賛否を投票



投票する

会社提案の全ての議案を賛成
株主提案の全ての議案を反対
とされる場合



会社提案、および株主提案の
議案について、個別に賛否を
入力される場合



当社取締役会は、株主様からのご提案による第3号議案から第5号議案に反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、「株主総会参考書類」の43ページから52ページをご参照ください。

当社取締役会の意見にご賛同をいただける場合は、①をご選択ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

事業報告

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年6月1日～2026年5月31日）におけるわが国の状況は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景として緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇や円安の継続による輸入コストの増加に加え、中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格・エネルギー価格の上昇や世界的なサプライチェーンへの影響、海外経済の減速懸念などから、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが属する医療業界におきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化を背景に、中長期的な医療需要は底堅く推移しております。一方で、医療機関の経営環境につきましては、2026年度診療報酬改定において物価・賃金上昇への対応や医療従事者の処遇改善、医療DXの推進および地域医療提供体制の維持に向けた評価の充実が図られたものの、人件費や光熱費等の諸経費、医療材料価格等の上昇が継続しており、依然として収益性の改善が十分に進まない状況にあります。このため、収益性の確保に向けた設備投資の厳選や医療材料の価格交渉、在庫管理の適正化といった経営効率化への取り組みが継続されるとともに、生産性向上に資する医療DXや物流効率化へのニーズが一層高まっております。

このような状況の中、当社グループでは「地域のヘルスケアに貢献する」という経営理念の下、「中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）」の2年目として、基本方針である経営基盤の強化に向けた積極的な投資とグループ機能向上による相乗効果の発揮を図るとともに、人材基盤の強化と従業員ワークエンゲージメントを向上させながら、当社グループで働く人々にとって魅力ある組織づくりを目指しております。

また、中核事業子会社である山下医科器械株式会社においては、将来的な事業拡大を見据え、効率化と省人化に重点を置いた物流センターの在り方を模索しており、自動倉庫や搬送ロボット、倉庫管理システムなどのマテリアルハンドリング機器を積極的に導入し、自動化による業務効率化と労働環境の改善を両立させる物流体制の構築を進めております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、中核事業である医療機器販売業において、検査・手術件数の増加により診療材料等の医療機器消耗品の販売が堅調に推移いたしました。また、IVRや内視鏡下手術関連の低侵襲治療材料が伸長したほか、株式会社トムスの主要事業である透析分野の売上が増加いたしました。一方で、放射線機器や画像診断機器等の設備投資需要が前年同期を下回ったこと等により、売上高は641億49百万円（前年同期比0.5%減）となりました。利益面におきましては、人材確保・育成を目的とした処

遇改善や定期昇給の実施など人的資本への投資を継続した一方、人件費全体の適正化に努めたものの、当社グループ社員への譲渡制限付株式の付与に伴う費用32百万円の計上やセキュリティシステムおよび業務のDX対応に係るシステム関連費用の増加に加え、マイクロソニック株式会社の超音波画像診断装置「ブレストスキャン」における金型等の減価償却費の増加により販売費および一般管理費が増加したことから、営業利益は7億37百万円（前年同期比12.1%減）、経常利益は8億77百万円（前年同期比3.5%減）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は6億48百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は642億1百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

（一般機器分野）

一般医療機器備品や放射線診断装置および超音波診断装置の売上により、78億59百万円（前年同期比16.5%減）となりました。

（一般消耗品分野）

汎用消耗品および手術関連消耗品の売上により265億86百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

（低侵襲治療分野）

電子内視鏡手術システム等の内視鏡備品や、腹腔鏡システム等のサージカル備品、血管内治療、内視鏡関連消耗品の売上により148億85百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

（専門分野）

整形外科関連や透析関連機器の売上により131億32百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

（情報・サービス分野）

医療ガス設備工事や電子カルテシステム等の医療IT備品の売上により17億36百万円（前年同期比1.6%減）となりました。

【医療機器製造・販売業】

グループ開発製品である整形外科用インプラントの製造・販売、および超音波を用いた医療用機器等の開発、販売を行っており、売上高は2億10百万円（前年同期比4.4%減）となりました。

【医療モール事業】

主として賃料収入により、売上高は74百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

（注）セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は363百万円であり、その主な内容は、株式会社トムスの本社兼福岡営業所の建物取得および付随工事費用、山下医科器械株式会社の鳥栖物流センターおよびTMSセンター新館における設備更新や貸出備品の取得費用、ならびにマイクロソニック株式会社における超音波画像診断装置「ブレストスキャン」に係る金型等の取得費用であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学的リスクの高まりや資源・エネルギー価格の変動、物価および人件費の上昇、金利・為替動向の変化などにより、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。また、医療提供体制の変化や医療DXの進展、サイバーセキュリティ対策の重要性の高まりなど、事業環境は大きく変化しております。

このような環境のもと、当社グループは企業理念である「地域のヘルスケアに貢献する」の実践を通じて、長期ビジョン「マルチプライビジョン2030」の実現を目指しております。また、重要課題（マテリアリティ）への取組みを推進するとともに、サステナビリティを経営の重要課題と位置付け、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。

このような状況の中、中期経営計画の最終年度となる2027年5月期につきましては、当

初掲げた経営目標を下回る業績予想となる見込みです。次期の業績予想は、売上高697億94百万円（当期比8.8%増）、営業利益8億33百万円（同13.1%増）、経常利益8億55百万円（同2.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5億53百万円（同14.6%減）を見込んでおります。

この背景には、医療機関における設備投資への慎重な姿勢や医療政策の変化に加え、価格競争の激化、人件費や物流費などのコスト上昇、金利・為替動向の変化など、当社グループを取り巻く事業環境が当初の想定以上に厳しく推移していることがあります。

また、当社グループでは、中長期的な競争力強化を目的として、人的資本への投資や新商材の導入、物流・営業体制の再構築、グループ経営基盤の強化など、将来の成長に向けた先行投資を継続しており、これらの費用が短期的な利益を圧迫する要因となっております。

これらの取組みは、単年度の利益確保のみを目的としたものではなく、持続的な収益力の向上と企業価値の最大化を実現するために必要な投資であると考えております。

今後は、中期経営計画の最終年度として、利益率の改善を重視した営業活動への転換、高付加価値商材の販売拡大、成長分野への経営資源の重点配分、グループシナジーの最大化、コスト構造改革および資本効率を意識した経営を一層推進し、収益力の改善と企業価値向上に取り組んでまいります。

当社グループは、中期経営計画で掲げた経営目標については真摯に受け止める一方で、短期的な数値達成のみにとらわれることなく、持続的な成長と株主価値の向上を最優先に考え、着実に経営基盤の強化を進めてまいります。

このため当社グループは、次期業績達成に向け、次の重点課題に取り組んでまいります。

① 人的資本経営の実践

持続的な成長を支える人的資本への投資を、重要な経営課題と位置付け、採用活動の強化、人材育成および定着率向上に取り組んでまいります。また、グループ企業間の横断的な人材活用や適材適所の配置を推進するとともに、人事制度および評価制度の高度化を図り、従業員エンゲージメントの向上と組織活性化を通じて競争力の強化に努めてまいります。

② グループ間の連携と協業によるシナジー創出

グループ各社が有する販売網、顧客基盤および取扱商材の相互活用を推進し、新たな収益機会の創出と顧客価値の向上を図ってまいります。また、ホールディングス機能とシェアードサービス機能の強化を通じて業務効率化を推進するとともに、経営資源を成長分野へ重点配分することでグループ全体の成長を加速してまいります。

③ 事業会社への継続的支援と成長加速

事業会社への経営支援を継続するとともに、成長事業の拡大および収益基盤の強化を推進してまいります。また、保有資産の有効活用を進め、経営資源の最適配分を通じて資本効率および収益性の向上を図ってまいります。

④ E S G経営を踏まえた安定供給と量的物流体制の構築

医療機器や医療材料等の安定供給という社会的使命を果たすため、物流機能の最適化および量的な物流供給体制の強靱化を推進してまいります。また、自然災害や感染症等への対応力向上を目的としたB C M（事業継続マネジメント）体制の整備を進めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を通じて事業継続性の確保に努めてまいります。

⑤ 内部統制とコンプライアンスへの継続的取り組み

持続的な成長を支える経営基盤として、内部統制およびコンプライアンス体制のさらなる充実を図ってまいります。内部監査機能の強化やコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組むとともに、グループ行動規範の浸透を通じて健全な企業風土の醸成を推進し、グループガバナンスの実効性向上に努めてまいります。

⑥ グループ管理機能の更なる充実

グループ経営を支えるホールディングス機能の強化を進め、経営管理、人材マネジメント、リスク管理および財務戦略の高度化に取り組んでまいります。また、グループ全体最適の観点から経営資源の配分を行い、変化する事業環境に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の構築を推進してまいります。

当社グループは、2027年5月期を長期ビジョン「マルチプライビジョン2030」の実現に向けた重要な節目と位置付けております。グループ一丸となってこれらの課題に着実に取り組み、収益力および資本効率の向上を通じて企業価値の持続的向上を図ることで、顧客、取引先、地域社会および株主の皆様の期待に応えてまいります。

また、当社グループの中核事業会社である山下医科器械株式会社は、本年8月に創業100周年を迎えます。これまで支えていただいたすべてのステークホルダーの皆様への感謝を礎に、次の100年に向けて伝統と革新を融合させながら、新たな価値創造に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	58,195	61,555	64,486	64,149
経常利益 (百万円)	1,206	1,020	909	877
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	219	580	616	648
1株当たり当期純利益 (円)	85.83	227.96	249.79	258.56
総資産 (百万円)	24,568	26,557	27,549	27,089
純資産 (百万円)	7,924	8,556	8,988	9,360

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年5月31日現在)

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医科器械株式会社	494百万円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35百万円	100%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10百万円	100%	医療機器の販売
株式会社アシスト・メディコ	30百万円	100%	医業経営コンサルティング
エムディーエックス株式会社	40百万円	100%	医療機器の販売
株式会社クロスウェブ	20百万円	100%	ネットワーク構築、ソフトウェア受託開発
株式会社鹿児島オルソ・メディカル	12百万円	100%	医療機器の販売
マイクロソニック株式会社	30百万円	100%	医療機器の開発、販売

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町３番13号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,708百万円
当社の総資産額	8,817百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、I Tシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売、超音波を用いた医療用機器等の開発・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

② 子会社の主要な事業所
【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	佐世保本社（長崎県佐世保市）
支社・営業所	福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市）	北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市）
物流拠点	鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖SPDセンター（佐賀県鳥栖市）	長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡SPDセンター（福岡県福岡市）
ヘルスケアモール	東手城ヘルスケアモール（広島県福山市）	

【株式会社イーピーメディック】
本社（福岡県福岡市）

【株式会社トムス】

本社	本社（福岡県福岡市）	
営業所	福岡営業所（福岡県大野城市） 熊本営業所（熊本県熊本市） 中国営業所（広島県広島市）	北九州営業所（福岡県北九州市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）

【株式会社アシスト・メディコ】
本社（福岡県福岡市）

【エムディーエックス株式会社】
本社（福岡県福岡市）
東京オフィス（東京都港区）

【株式会社クロスウェブ】
本社（福岡県福岡市）

【株式会社鹿児島オルソ・メディカル】
本社（鹿児島県鹿児島市）
鹿屋営業所（鹿児島県鹿屋市）

【マイクロソニック株式会社】
本社（東京都国分寺市）
福岡本社（福岡県福岡市）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
617名	4名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー244名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	1名増	46.05歳	12.10年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者を含む。）であります。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、出向者の出向元（山下医科器械株式会社）における勤続年数を含めて通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株（自己株式9,771株を含む）
- (3) 当期末株主数 3,813名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
山 下 尚 登	621,552	24.44
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	262,592	10.33
株 式 会 社 S B I 証 券	217,243	8.54
山 下 弘 高	130,000	5.11
ト リ プ ル フ ォ ー 投 資 事 業 組 合	126,400	4.97
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	120,000	4.72
山 下 耕 一	93,900	3.69
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	70,000	2.75
山 下 浩	62,000	2.44
内 藤 征 吾	37,100	1.46

- (注) 1. 持株比率は自己株式（9,771株）を控除して計算しております。
2. 山下尚登氏の持株数には、同氏が代表取締役を務める資産管理会社である株式会社ミックが所有する株式272,952株が含まれております。
3. 株式会社CARPE D I E Mから2025年11月4日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2025年10月31日現在で同社が470,400株（持株比率18.43%）を所有している旨の開示がなされておりますが、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 執行役員 社長	山 下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長 株式会社鹿児島オルソ・メディカル 取締役 マイクロソニック株式会社 取締役
取締役 執行役員	嘉 村 厚	事業戦略本部本部長 エムディーエックス株式会社 代表取締役社長 株式会社アシスト・メディコ 代表取締役社長 山下医科器械株式会社 取締役 株式会社イーピーメディック 取締役
取締役 執行役員	吉 田 弘 幸	経営管理部管掌 山下医科器械株式会社 取締役 執行役員 経営管理部管掌 株式会社イーピーメディック 取締役 株式会社アシスト・メディコ 取締役
取締役 執行役員	尾 田 誠 博	経営企画室室長 株式会社イーピーメディック 取締役 株式会社トムス 取締役 株式会社アシスト・メディコ 取締役 エムディーエックス株式会社 取締役 株式会社クロスウェブ 取締役 株式会社鹿児島オルソ・メディカル 取締役 マイクロソニック株式会社 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	為 永 和 博	山下医科器械株式会社 監査役 株式会社イーピーメディック 監査役 株式会社トムス 監査役 株式会社アシスト・メディコ 監査役 エムディーエックス株式会社 監査役 株式会社クロスウェブ 監査役 株式会社鹿児島オルソ・メディカル 監査役 マイクロソニック株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 閑 慎一郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役 学校法人長崎総合科学大学 監事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士（斧田みどり公認会計士事務所所長） 株式会社南陽 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 監査等委員である取締役古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの3氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2025年8月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、七種純一氏は監査等委員である取締役を退任いたしました。

- ②2025年8月28日開催の第8回定時株主総会において、尾田誠博氏は取締役、為永博氏は監査等委員である取締役新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 当社は、監査等委員である取締役古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、為永博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 5. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、その保険料は、全額当社が負担しております。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
代表取締役 執行役員 社長	山 下 尚 登
取締役 執行役員 経営管理部管掌	吉 田 弘 幸
取締役 執行役員 経営企画室室長	尾 田 誠 博
執行役員 事業戦略本部本部長	加 藤 武 彦

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定方法

当社は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役執行役員社長で構成する指名・報酬委員会から提言を受けた内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。その決定方法は、株主総会でその限度額を決議いただき、取締役の個人別の報酬額および算定方法等について、「役員報酬運用基準」にて詳細に規定しております。また、当該基準の策定および改廃は、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて協議、決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

- ・当社においては、業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を軸

とした報酬額とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。

イ. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

ウ. 業績連動報酬

2019年8月28日開催の第2回定時株主総会において、次の内容にて決議いただき、2021年8月27日開催の第4回定時株主総会において、支給基準改定の決議をいただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記ア. の報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の業績向上のインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、定額報酬とは別に単年度毎に金額算定の基準に基づき業績連動報酬を支給する。
- ・各取締役に対する金額は、上限金額（年額）の範囲内で、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議する。

【業績連動報酬の上限金額と金額算定の基準】

連結売上高営業利益率が1.3%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額（年額）を支給する。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額（年額）
取締役 執行役員 社長	0.80%	15百万円
取締役 副社長 （注1）	0.60%	12百万円
専務取締役 （注1）	0.50%	10百万円
常務取締役 （注1）	0.40%	8百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く）	0.25%	5百万円

（注）1. 取締役 副社長、専務取締役、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

2. 本報酬金額算定に際し、連結営業利益の10百万円未満を切り捨てるものといたします。

指標として連結売上高営業利益率を選択した理由は、当社グループにおける経営計画の策定において、売上よりも利益に注力し、継続的な収益構造の確立に向けた構造改革を行い、収益力の向上を図ることを基本としているためであります。

当連結会計年度における指標の目標と実績は、連結売上高営業利益率目標1.3%に対し、実績は1.1%となりました。

エ. 上記ア. イ. ウ. を決議いただいた定時株主総会終結時点の取締役員数

- ・上記ア. イ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
- ・上記ウ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、個人別の取締役の報酬額につき、次の手続きを経て決定しております。

取締役会は、当該手続きを経て報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（決定方法）

- ・監査等委員を除く役員の報酬等は、株主総会で決議された金額の範囲内において、指名・報酬委員会の提言をもって、取締役会で決定する。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会での協議（監査等委員である取締役の協議）により決定する。
- ・業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を基準に報酬額を決定する。

④当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	人 数	報酬等の種類別の総額（百万円）		
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	4名	63	－	－
取締役（監査等委員）	5名	27	－	－
合 計 （うち社外役員）	9名 （ 4名 ）	91 （ 16 ）	－ （ － ）	－ （ － ）

（注）1. 非金銭報酬等として取締役に對して支給した報酬はございません。

2. 社外役員である取締役に子会社から受けた報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役 (監査等委員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役 学校法人長崎総合科学大学 監事
社 外 取 締 役 (監査等委員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士（斧田みどり公認会計士事務所所長） 株式会社南陽 社外取締役（監査等委員）

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監査等委員)	古 閑 慎 一 郎	当事業年度において開催された取締役会22回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	山 下 俊 夫	当事業年度において開催された取締役会22回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	斧 田 みどり	当事業年度において開催された取締役会22回のうち21回に、また、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士および公認会計士事務所代表としての経歴を通じて培われた財務会計および企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「新リース会計基準の適用に関する助言・指導業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
- イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
- エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① グループ管理体制
持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。
- ② コンプライアンス
当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討のうえ、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を22回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を13回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 5 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,494	流 動 負 債	17,323
現 金 及 び 預 金	4,127	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,208
受取手形、売掛金及び契約資産	12,117	電 子 記 録 債 務	7,733
商 品	3,562	未 払 法 人 税 等	88
貯 蔵 品	75	賞 与 引 当 金	531
そ の 他	668	そ の 他	761
貸 倒 引 当 金	△55		
		固 定 負 債	405
		繰 延 税 金 負 債	8
		そ の 他	397
		負 債 合 計	17,728
固 定 資 産	6,594	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	4,350	株 主 資 本	8,758
建 物 及 び 構 築 物	1,388	資 本 金	494
土 地	1,983	資 本 剰 余 金	624
建 設 仮 勘 定	862	利 益 剰 余 金	7,669
そ の 他	114	自 己 株 式	△28
無形固定資産	326	その他の包括利益累計額	601
の れ ん	248	その他の有価証券評価差額金	601
そ の 他	78		
投資その他の資産	1,917		
投 資 有 価 証 券	1,093	純 資 産 合 計	9,360
破 産 更 生 債 権 等	11		
繰 延 税 金 資 産	95	負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,089
そ の 他	728		
貸 倒 引 当 金	△11		
資 産 合 計	27,089		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
高	上	原	高		64,149
価	上	利	価		55,349
益	上	総	益		8,800
費	費	一	費		8,062
益	営	般	益		737
金	業	管	金	15	
引	外	理	引	15	
料	利	収	料	28	
金	息	当	金	53	
額	入	配	額	42	
他	取	割	他	25	181
用	保	返	用		
息	険	差	息	6	
損	費	の	損	10	
損	業	外	損	11	
用	支	払	用	5	
他	為	替	他	7	41
益	手	利	益		
益	譲	差	益		877
額	渡	却	額	50	
益	制	却	益	13	64
失	限	損	失	9	
失	付	損	失	2	11
損	の	損	損		
益	経	常	益		929
税	別	利	税	225	
法	貸	利	法	56	282
人	倒	入	人		647
税	引	戻	税		△1
等	職	改	等		648
調	給	定	調		
整	付	損	整		
前	別	損	前		
当	減	損	当		
期	子	損	期		
純	会	損	純		
利	社	損	利		
益	株	損	益		
税	式	損	税		
業	売	損	業		
税	却	損	税		
額	損	損	額		
整	損	損	整		
額	損	損	額		
純	損	損	純		
利	損	損	利		
益	損	損	益		
損	損	損	損		
失	損	損	失		
(△)	損	損	(△)		
親	損	損	親		
会	損	損	会		
社	損	損	社		
株	損	損	株		
主	損	損	主		
に	損	損	に		
帰	損	損	帰		
属	損	損	属		
す	損	損	す		
る	損	損	る		
当	損	損	当		
期	損	損	期		
純	損	損	純		
利	損	損	利		
益	損	損	益		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494	627	7,206	△231	8,096
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△184	－	△184
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	648	－	648
自己株式の取得	－	－	－	△152	△152
自己株式の処分	－	△3	－	354	350
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△3	463	202	661
当期末残高	494	624	7,669	△28	8,758

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	637	242	879	11	8,988
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△184
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	648
自己株式の取得	－	－	－	－	△152
自己株式の処分	－	－	－	－	350
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△35	△242	△278	△11	△289
当期変動額合計	△35	△242	△278	△11	371
当期末残高	601	－	601	－	9,360

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	697	流動負債	1,267
現金及び預金	328	関係会社短期借入金	1,150
前払費用	81	未払金	68
未収入金	85	未払法人税等	1
関係会社短期貸付金	200	預り金	4
その他の	1	前受収益	7
		賞与引当金	36
		固定負債	35
		資産除去債務	13
		その他の	22
		負債合計	1,303
固定資産	8,119	(純資産の部)	
有形固定資産	541	株主資本	7,514
建築物	229	資本金	494
構築物	14	資本剰余金	5,166
器具及び備品	1	資本準備金	4,169
土地	296	その他資本剰余金	996
無形固定資産	10	利益剰余金	1,883
ソフトウェア	7	その他利益剰余金	1,883
その他の	2	繰越利益剰余金	1,883
投資その他の資産	7,568	自己株式	△28
投資有価証券	80	評価・換算差額等	△0
関係会社株式	6,759	その他有価証券評価差額金	△0
関係会社長期貸付金	420		
長期前払費用	245		
その他の	62		
		純資産合計	7,514
資産合計	8,817	負債及び純資産合計	8,817

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営 業 収 益	経 営 管 理 料 収 入				577	
	受 取 配 当 金 収 入				891	
	そ の 他 の 収 入				77	1,546
営 業 費 用	一 般 管 理 費				682	
	そ の 他 の 費 用				54	736
営 業 利 益						809
営 業 外 収 益	受 取 利 息				7	
	受 取 出 向 料				14	
	そ の 他				2	25
営 業 外 費 用	支 払 利 息				7	
	譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用				5	
	そ の 他				2	15
経 常 利 益						819
特 別 損 失	子 会 社 株 式 売 却 損				24	
	子 会 社 株 式 評 価 損				40	64
税 引 前 当 期 純 利 益						754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					1	
法 人 税 等 調 整 額					12	14
当 期 純 利 益						740

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	494	4,169	1,000	5,169	1,327	1,327
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△184	△184
当期純利益	－	－	－	－	740	740
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△3	△3	－	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△3	△3	555	555
当期末残高	494	4,169	996	5,166	1,883	1,883

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△231	6,760	△0	6,759
当期変動額				
剰余金の配当	－	△184	－	△184
当期純利益	－	740	－	740
自己株式の取得	△152	△152	－	△152
自己株式の処分	354	350	－	350
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	△0	△0
当期変動額合計	202	754	△0	754
当期末残高	△28	7,514	△0	7,514

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月22日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 上田 知範

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉田 一平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月22日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 上田 知範

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉田 一平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 為 永 和 博 ㊞
監査等委員 古 閑 慎 一 郎 ㊞
監査等委員 山 下 俊 夫 ㊞
監査等委員 斧 田 み どり ㊞

(注) 監査等委員古閑慎一郎、山下俊夫及び斧田みどりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

会 社 提 案

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

なお、おかげさまで当社グループの中核事業会社である山下医科器械株式会社は、本年8月に創業100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき77円とするとともに、これまでご支援いただいた株主の皆様への感謝の意を表し、当社グループの中核事業会社である山下医科器械株式会社の創業100周年記念配当として30円を加え、下記のとおり1株につき107円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金107円（普通配当77円、記念配当30円）
総額272,125,503円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	やました なおと 山下 尚登	代表取締役 執行役員 社長	再任
2	よしだ ひろゆき 吉田 弘幸	取締役 執行役員 経営管理部管掌	再任
3	おだ たかひろ 尾田 誠博	取締役 執行役員 経営企画室室長	再任

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	やま した なお と 山下 尚 登 (1955年1月24日) 	1977年 4 月 アロカ株式会社 入社 1978年 7 月 山下医科器械株式会社 入社 1982年 5 月 同社福岡営業所所長 1988年 3 月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年 6 月 同社代表取締役社長 2006年 7 月 同社代表取締役会長 2008年 7 月 同社代表取締役社長 2009年 6 月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年 6 月 同社代表取締役社長 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 当社代表取締役 執行役員 社長（現任） 山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長（現任） 2023年 6 月 一般社団法人日本医療機器販売業協会会長（現任） 2023年12月 株式会社鹿児島オルソ・メディカル取締役（現任） 2024年 6 月 株式会社トムス取締役 マイクロソニック株式会社取締役（現任）	621,552株
【選任の理由および期待される役割】 これまで、長年において代表取締役社長として当社グループ全体を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、業界における豊富な経験および経営全般における豊富な見識を活かして、当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	よし だ ひろ ゆき 吉 田 弘 幸 (1963年7月22日) 	1986年 4 月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）入行 2006年10月 同行営業統括部次長 2007年 4 月 同行浜田町支店支店長 2009年10月 同行西新支店支店長 2012年 4 月 同行佐世保支店支店長 2014年 4 月 同行早岐支店支店長 2015年 4 月 同行執行役員 早岐支店支店長 2016年 4 月 同行執行役員 本店営業部部長 2018年 4 月 同行執行役員 融資部部長 2020年10月 株式会社十八親和銀行執行役員 2021年 4 月 同行常務執行役員 佐世保本部本部長 2023年 4 月 当社本社社長付部長 山下医科器械株式会社福岡本社社長付部長 2023年 6 月 当社執行役員 経営管理部担当 山下医科器械株式会社執行役員 経営管理部担当 2023年 8 月 当社取締役 執行役員 経営管理部管掌（現任） 山下医科器械株式会社取締役 執行役員 経営管理部管掌（現任） 2025年 8 月 株式会社イーピーメディック取締役（現任） 株式会社アシスト・メディコ取締役（現任）	500株
【選任の理由および期待される役割】 金融機関の経営により培われた豊富な経験、特に経理財務領域において幅広い見識を有していることから、経営管理においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、経理財務に対する高い知見と豊富な経験を経営管理において活かし、持続的な企業価値向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	お だ たか ひろ 尾 田 誠 博 (1975年1月27日) 	1997年 4 月 山下医科器械株式会社 入社 2005年 5 月 同社宮崎営業所所長 2009年 6 月 同社福岡支社支社長 2019年 6 月 同社経営企画室次長 2019年 6 月 当社経営企画室次長 2020年 8 月 株式会社イーピーメディック取締役（現任） 2021年 6 月 当社経営企画室室長 2021年 6 月 山下医科器械株式会社経営企画室室長 （現任） 2021年 8 月 株式会社アシスト・メディコ取締役（現任） 2022年 2 月 エムディーエックス株式会社取締役（現任） 2023年 6 月 当社執行役員 経営企画室室長 2023年 7 月 株式会社クロスウェブ取締役（現任） 2023年12月 株式会社鹿児島オルソ・メディカル取締役 （現任） 2024年 6 月 マイクロソニック株式会社取締役（現任） 2025年 8 月 当社取締役 執行役員 経営企画室室長 （現任） 株式会社トムス取締役（現任）	800株
【選任の理由および期待される役割】 これまで、執行役員および取締役として、当社グループの経営企画部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、経営戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を経営戦略において活かし、持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の【会社提案】候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

当社における地位・担当	氏名	専門性と経験						
		経営 経験	営業・ 販売・ マーケ ティン グ	財務・ 会計・ 資本政 策	法務・ コンプ ライア ンス	人的 資本	内部統 制・リ スクマ ネジメ ント	医療・ ヘルス ケア
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚登	○	○		○	○	○	○
取締役 執行役員	吉田 弘幸	○		○	○		○	
取締役 執行役員	尾田 誠博	○	○				○	○
取締役 常勤監査等委員	為永 和博	○		○	○	○	○	
取締役 監査等委員	古閑 慎一郎	(注) ○	○			○		○
取締役 監査等委員	山下 俊夫	○			○		○	
取締役 監査等委員	斧田 みどり	○		○			○	

(注) 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はございませんが、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していることから、経営経験ありとして記載しております。

株主提案（第3号議案から第5号議案まで）

第3号議案から第5号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。
各議案の提案内容および提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書面に記載された記載内容を原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、いずれの議案についても反対いたします。

株 主 提 案

第3号議案 社外取締役2名選任の件

1. 提案内容

以下の2名を社外取締役に選任する。

社外取締役候補者	竹中 暢氏
同	古賀 大地氏

2. 提案の理由

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR 1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組み及び開示を要請している。

しかしながら、当社のROEは近年7%前後に留まり、PBRについても長期間にわたり1倍未満で推移している。また、当社株式の流動性は限定的であり、株式市場から十分な評価を獲得しているとは言い難い状況にある。

このような状況は、当社の事業基盤や財務内容に重大な問題があることを意味するものではなく、むしろ資本効率向上及び株主価値向上に向けた取組みが十分に進展していないことを示している。

当社においては創業家が大株主として重要な影響力を有している一方、PBR 1倍未満及びROE低位の状態が長期間にわたり継続している。このような状況を鑑みると、企業価値向上及び株主価値向上に関する議論をより活性化し、株式市場との対話を強化するためには、独立した立場から経営に助言及び監督を行う社外取締役の役割が極めて重要である。

社外取締役候補者はいずれも、取締役としての役割を果たす上で、独立した立場で監督を行い、説明責任を果たすことにより、当社のガバナンス及び業績に貢献できる特別な専門知識を有している。社外取締役候補者2名の各略歴及び同人らを社外取締役候補として提案する理由は次のとおりである。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
1	竹中 暢 (1968年2月7日生)	1992年 4 月 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）入社 2004年 4 月 同社ヘルスケアシステム課長 2011年 9 月 同社ヘルスケア営業課長 2012年 4 月 同社社会基盤事業推進室長 2016年 4 月 同社ヘルスケア営業部長 2018年 6 月 日本ユニシス株式会社退社 2018年 7 月 株式会社桜十字入社 CIO就任 現職 2020年 4 月 株式会社メディカルトリビュン 監査役就任 2022年11月 一般社団法人 COCOONLAB 理事就任 現職 2023年 3 月 医療法人社団峰至会 理事就任 現職 2024年 2 月 株式会社メディカルハック 代表取締役就 任 現職 2024年 6 月 株式会社メディカルトリビュン 監査役退任 2024年 7 月 株式会社メディカルトリビュン 取締役就任 現職 2024年 7 月 桜十字グループ執行役員（CIO・CPO）就 任 現職	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社株式の数
2	古賀 大地 (1977年7月25日生)	2000年 4 月 株式会社 東京三菱銀行（現 株式会社三 菱UFJ銀行）入社 2005年 9 月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年12月 シンプレクスインベストメントアドバイザ ーズ株式会社入社 2011年10月 株式会社桜十字入社 グループ財務経理責任者就任	0株

【取締役候補とした理由】

(1) 竹中 暢氏

同氏は、日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY株式会社）において30年近くにわたりヘルスケア分野のシステム開発、営業及び事業企画開発に従事し、医療業界に関する深い知見と豊富なマネジメント経験を有している。また、現在は株式会社桜十字の執行役員（CIO・CPO）としてグループ全体のDX推進やIT戦略統括と医療機器、資材を始めとする購買部門の管掌をするとともに、複数の医療関連法人・企業の役員を務めており、医療・ヘルスケア業界における幅広い知識と経営経験を備えている。

特に、医療機関の運営、医療、DX、データ活用、業務改革及び新規事業開発に関する高い専門性は、医療機器・医療情報システムの販売を主力事業とするヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社において、中長期的な企業価値向上及び経営基盤の強化に資するものと考えられる。

また、同氏は経営執行の経験に加え、監査役及び取締役としての経験も有しており、客観的かつ独立した立場から経営陣に対する適切な監督及び助言を行うことが期待できる。当社は、同氏の豊富な経験と高い見識が当社取締役会の実効性向上及びガバナンス強化に大きく寄与するものと判断し、社外取締役候補者として推薦する。

(2) 古賀 大地氏

同氏は、株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）において金融実務の経験を積んだ後、不動産投資会社及び投資運用会社において投融資、財務及び資本政策に関する専門知識を培ってきた。また、2011年より株式会社桜十字においてグループ財務経理責任者を務め、医療・介護事業を展開する企業グループの財務戦略、資金調達、M&A、予算統制及び経営管理を統括するなど、豊富な経営管理経験を有している。

同氏は、金融機関、投資会社及び事業会社における幅広い経験を通じて、財務・会計、資本政策、投資判断及びリスク管理に関する高い見識を有している。これらの知見は、持続的な成長と資本効率の向上が求められるヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の経営において有益な助言及び監督機能を発揮するものと期待される。

また、医療業界における経営管理の実務経験を有していることから、当社の事業特性を十分に理解したうえで、客観的かつ独立した立場から取締役会の意思決定及びガバナンス強化に貢献できるものと判断している。以上の理由により、同氏を当社の社外取締役候補者として推薦する。

このように竹中氏及び古賀氏は、長年にわたり、事業運営及び事業管理の実務に携わってきており、内部統制構築等に関する十分な経験と能力を有している。

両氏の選任により、当社取締役会における企業価値向上及び株主価値向上に関する議論が一層活性化し、企業価値向上委員会の実効性向上並びに株式市場との建設的な対話の推進につながるものと考ええる。

よって、竹中氏及び古賀氏を社外取締役として選任することを提案する。

【取締役会の意見】

当社取締役会は、取締役会の任意の諮問機関であり、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議した結果、
当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

提案株主は、当社のROEが近年7%前後に留まり、PBRが長期間にわたり1倍未満で推移していることなどを理由とし、企業価値向上に向けた議論を活性化させるため、竹中暢氏（以下、「竹中氏」といいます。）および古賀大地氏（以下、「古賀氏」といいます。）の2名を社外取締役に選任することを提案しています。

しかしながら、当社の取締役会は、経営陣から独立した客観的な立場から適切な監督・助言を行うために十分な体制をすでに構築しており、両氏の選任は、以下の①および②の観点から、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものと考えております。

①社外取締役としての独立性に疑義があること

（a）本株主提案に至るまでの当社と提案株主とのやり取り

提案株主の業務執行組合員である株式会社CARPE DIEM（以下、「CARPE DIEM社」といいます。）は、株式会社桜十字ホールディングスを中心として病院事業、高齢者住宅事業、予防医療事業等を展開する桜十字グループのグループ会社であり、CARPE DIEM社が提出した当社株券等に係る大量保有報告書および変更報告書によると、2026年6月18日時点において、株券等保有割合にして18.43%の当社株式を保有する当社の主要株主です。

CARPE DIEM社は、2025年6月時点において、株券等保有割合にして13.48%の当社株式を保有するに至っていたところ、当社は、CARPE DIEM社より、同月20日付けで、当社グループが桜十字グループの展開する病院施設等に医療機器等を販売することや、桜十字グループが当社株式の20%以上を保有すること等を内容とする資本業務提携の提案（以下、「本提携提案」といいます。）を受けました。当社は、本提携提案を受ける以前より、特定の取引先に偏ることなくあらゆる取引先と広く関係性を構築できていることが当社の強みであり、特定の取引先との間で事業上の密接な関係を構築することは避けるべきであるとの考えを有しておりましたが、本提携提案を受けて、CARPE DIEM社を含む桜十字グループに関する情報や、提案された資本業務提携の内容に係る具体的な情報を取得した上で、取締役会にて対応を審議する必要があると考えていたところ、CARPE DIEM社より、本提携提案に係る説明の機会を設けたい旨の申入れを受けました。その後、当社は、2025年8月に、CARPE DIEM社の代表取締役である志村貴雄氏（以下、「志村氏」といいます。）とWebで

の面談を実施し、さらに、同年9月には、当社の全取締役が、志村氏および竹中氏と対面での面談（以下、「25年9月面談」といいます。）を実施しました。当社は、これらの面談を経てもなお、本提携提案について審議するための十分な情報が得られなかったことから、CARPE DIEM社に対し、桜十字グループの概要やビジネスモデル、資本業務提携によって想定されるシナジー等について確認する質問状を送付しておりました。そのような中、CARPE DIEM社は、当該質問状に回答する前に、市場外取引で当社株式を追加取得し、株券等保有割合が18.43%に上昇したことが変更報告書により公表されました。

その後、当社は、CARPE DIEM社との間で質問状と回答書のやり取りを複数回行い、2025年12月の取締役会において、一連のやり取りを通じて得られた情報を踏まえ、本提携提案に対する最終回答を決議しました。すなわち、当社の中核事業である医療機器販売業の主要得意先が医療機関であり、当社は現状で数千の医療機関と取引があることから、特定の医療法人等との間で資本業務提携関係を構築することは、当社の中立性・公平性を損ない、取引先偏重による事業上のリスクを招く可能性が高いため、中長期的な企業価値の向上に資さないとの従前からの方針を再確認し、CARPE DIEM社に対し、本提携提案を謝絶する旨回答しました。

しかしながら、CARPE DIEM社は、当社からの上記回答に納得せず、2026年2月には、当社に対して、当社の総議決権の3分の1に至るまで当社株式の保有割合を上昇させる意向を表明しました。その後、CARPE DIEM社が、当社株主に対して、当社株式の相対譲渡の勧誘を行っていたことも判明いたしました。

本株主提案は、以上のような当社とCARPE DIEM社とのやり取りに続いてなされたものです。

(b) 桜十字グループの関係者である竹中氏および古賀氏には、一般株主との間で利益相反が生じる懸念があること

本株主提案によれば、竹中氏は、現在、桜十字グループの執行役員（CIO・CPO）およびグループ会社である株式会社メディカルトリビューンの取締役を兼任されており、古賀氏は、グループ会社である株式会社桜十字のグループ財務経理責任者です。また、前述のとおり、竹中氏は、25年9月面談に参加し、本提携提案に係る当社との交渉の一部を担当されておりました。

また、本株主提案を受けて、当社の指名・報酬委員会が竹中氏及び古賀氏と個別に面談（以下、「指名・報酬委員会面談」といいます。）を実施したところ、両氏が、桜十字グループにおける業務執行者の立場で業務に従事し、その対価として報酬を受領していることが確認されました。

さらに、前記「(a) 本株主提案に至るまでの当社と提案株主とのやり取り」で述べた経緯を踏まえると、提案株主は本提携提案の実現のために本株主提案に及んだことが強く窺われるところ、指名・報酬委員会面談においても、両氏からは、当社と桜十字グループとの取

引の拡大や関係の強化を示唆する発言が繰り返しなされました。しかしながら、本提携提案は、取引先偏重による事業上のリスクを避け、特定の取引先に偏ることなくあらゆる取引先と広く関係性を構築するという当社の経営方針と相容れないものであり、当社との取引を通じて自社の利益を追求する桜十字グループと当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれがあると考えております。竹中氏および古賀氏が当社の社外取締役役に就任した場合、両氏が提案株主を含む桜十字グループの意向や利益に影響を受けるおそれが否定できず、本提携提案への対応を含め、社外取締役として、当社経営陣・執行側や特定の株主から独立した立場で、株主共同の利益の観点から監督・助言を行うことができるかについて、強い懸念があると考えております。

②既存の取締役会におけるスキルセットとの重複

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、専門知識と豊富な経験を有する社外取締役をすでに選任しており、現在の取締役会は、多様性と独立性を備える最適な構成となっております。業務執行取締役および監査等委員を含む取締役会全体としても、金融機関出身者、経営管理部門経験者、事業戦略および経営企画の経験者を含む体制となっており、営業・販売、財務・会計、資本政策、成長戦略、法務・コンプライアンス、内部統制・リスクマネジメント、経営管理等の観点から実効的な議論を行うことが可能な構成となっています。

本株主提案によると、竹中氏は、ヘルスケア分野のシステム開発、医療DX、IT戦略、医療機器・資材の購買部門の管掌、医療関連法人・企業の役員経験等を有するとのことですが、当社グループの業務執行取締役および各事業会社の経営陣においてすでに議論・推進している領域と相当程度重複しており、当社取締役会に不足するスキルを新たに補完するものとは認められません。古賀氏については、金融機関、投資会社および医療・介護事業を展開する企業グループにおける財務、会計、資本政策、投資判断、リスク管理および経営管理の経験を有するとのことですが、当社の既存の社外取締役が有するスキルにより、当社の現体制においてすでに重層的にカバーされております。

なお、指名・報酬委員会面談においても、両氏からは、専門性を当社の現状の課題解決や取締役会の実効性向上にどのように活かすのか、既存の業務執行取締役または社外取締役とは異なる付加価値を提供できるのかについて、本株主提案を超えた具体的な説明は十分になされませんでした。

したがって、本株主提案により、竹中氏および古賀氏を追加的に社外取締役として選任することは、既存の取締役会が有するスキルセットとの重複を生じさせる一方で、当社の取締役会に不足する具体的なスキルを補完するものとはいえないことから、当社の企業価値向上に向けた付加的な役割の発揮は期待できず、また取締役会の規模を必要以上に拡大することは、機動的な意思決定を阻害するおそれがあると判断いたしました。

したがって、これらのことから、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

第4号議案 剰余金処分の件

1. 提案内容

剰余金処分を以下の通り実施すること。

- ・ 配当財産の種類
金銭
- ・ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）を100円とする。
- ・ 剰余金の配当が効力を生じる日
当社第9回定時株主総会開催日の翌日

なお、本議案は第9回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案として両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組みの実施及び開示を要請している。

しかしながら、当社のPBRは長期間にわたり1倍を下回る水準で推移しており、株主資本が市場から十分に評価されていると言い難い状況にある。また、当社のROEは近年7%前後で推移しているものの、株主資本に対する収益性は十分とは言えず、資本効率改善の余地が残されている。

さらに、当社株式の市場流動性は限定的であり、株式市場における評価及び投資家層の拡大が十分に進んでいるとは言えない。上場会社である以上、株主との利益共有を通じて市場から適正な評価を獲得し、株式の魅力を高めることは重要な経営課題である。

現在の配当方針は利益成長と株主還元との連動制が十分とは言えず、資本効率改善への規律も限定的である。今回提案の1株配当100円は直近5期（2022.05～2026.05）の平均EPS195.96円（2026年5月期は会社予想値）から年間配当性向50%相当で計算している。利益の半分を株主へ還元しつつ、残る半分以上を成長投資及び財務基盤の維持・強化に充当するものであり、企業の持続的成長と株主還元の両立を図る合理的な水準である。

当社が資本コスト及び株価を意識した経営を実践し、上場企業としての価値向上及び株主価値の最大化を実現するためにも、年間配当性向50%を基準とした株主還元方針を採用すべきである。

【取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案よりも高額の手当を内容とする議案を本株主総会に提案する予定ですが、提案株主による提案の理由は、当社取締役会の考えとは異なります。

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

提案株主は、当社のPBRが1倍を下回る水準で推移しており、資本効率改善の余地があるとして、1株当たりの配当金額を100円（直近5期の平均EPSから、年間配当性向50%相当と主張）とする剰余金の処分を提案しています。

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、利益配分につきましては、財務体質の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資等を勘案しながら、安定的に実施することを基本方針としております。また、配当水準につきましては、中期経営計画において公表しているとおり、基本的に連結配当性向30%を基準としております。

また、当社グループは、「地域のヘルスケアに貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画において、「積極的投資とグループ機能向上によるバランス経営の実行」を基本方針として掲げております。当社グループとしては、事業領域の拡充、潜在需要の顕在化に向けた投資、M&A、システム投資・DX投資、人的資本投資等を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指すとともに、資本効率の向上および株主還元の充実にも継続的に取り組んでおり、配当のみならず自己株式取得も含めた機動的な資本政策を実施しております。

当社取締役会としても、資本コストや株価を意識した経営の重要性を十分に認識しており、資本効率の向上および株主還元の充実に継続して取り組んでまいります。もっとも、PBRの改善や企業価値の向上は、単に配当水準を引き上げることのみによって実現されるものではなく、成長投資、事業収益力の強化、財務健全性の維持、株主還元の充実等を総合的に推進することによって実現すべきものと考えております。

これに対し、本提案は、過去の平均EPSを基礎として、配当性向50%に相当する水準まで配当を増額することを求めるものです。しかしながら、本提案は、今後の事業環境の変化、成長投資に必要な資金需要、財務の健全性および経営の安定性を十分に考慮したものとはいえません。また、配当性向を引き上げるとは、将来の成長投資や事業戦略の実行に必要な資金の確保を制約するおそれがあるため、結果として、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益に資さない可能性があるものと考えております。

なお、当社グループの中核事業会社である山下医科器械株式会社は、2026年8月に創業100周年を迎えることから、当社は、中期経営計画において公表しているとおり、これを踏まえた創業100周年記念配当を予定しております。当該記念配当を含めれば、当社が予定する1株当たりの配当水準は107円となる見込みであり、提案株主が求める以上の水準の株主還元を実施することになりますが、配当方針を変更するものではありません。

したがって、これらのことから、**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

第5号議案 企業価値向上委員会の設置に係る定款変更の件

1. 提案内容

現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第35条から第38条をそれぞれ第36条から第39条に繰り下げる。

第6章 企業価値向上委員会

(企業価値向上委員会)

第35条 当会社の取締役会は、企業価値及び株主価値の向上について検討するための委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員によって構成する。
3. 委員会は、創業家を含む特定の株主の意向から独立した立場で、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた施策を継続的に検討するとともに、企業価値及び株主価値向上策を検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。
4. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
5. 委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、委員会において定める規則による。
6. 委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用することができるものとする。
7. 委員会の運営に必要なとなる合理的な費用は、当会社の負担とする。

2. 提案の理由

本提案は、当社が企業価値及び株主価値の向上に継続的に取り組むよう促すことを目的とするものである。

東京証券取引所は、資本コストや株価を意識した経営を上場企業に求めており、特にPBR1倍割れ企業に対しては改善に向けた具体的な取組み及び開示を要請している。

しかしながら、当社のROEは近年7%前後に留まり、PBRについても長期間にわたり1倍未満で推移している。これは、当社が安定した事業基盤を有しながらも、資本効率の向上及び株主価値向上に向けた取組みが株式市場から十分に評価されていないことを示している。

また、当社株式の流動性は限定的であり、上場企業として期待される市場評価や投資家層の拡大も十分に進んでいるとは言い難い。こうした状況の改善には、単年度の業績向上のみならず、資本政策、株主還元、IR活動及び資本効率改善策を継続的に検討し、株式市場に対して明確なメッセージを発信する体制が必要である。

当社においては創業家が大株主として重要な影響力を有している一方、PBR1倍割れ及びROE低位の状態が長期間継続している。このような状況に鑑みると、現状の意思決定プロセスのみでは十分な改善が期待できるとは言い難い。

当社は企業価値向上委員会の設置により、創業家を含む特定の株主の意向から独立した立場で、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた施策を継続的に検討するとともに、株主及び株式市場との対話を強化し、企業価値及び株主価値の向上に取り組むべきである。

【取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

提案株主は、当社の資本効率の向上および株主価値向上に向けた取組みを促すためとして、社外取締役全員で構成される「企業価値向上委員会」を設置し、その検討結果を取締役に勧告し株主に説明することを定款に定めるよう提案しています。

まず、定款は、会社の目的、組織および運営に関する根本原則を定めるものであり、特定の名称・目的・構成を有する法定外の委員会を定款上固定的に設置し、その権限および手続を一律に定めることは、経営環境の変化に応じた機動的かつ柔軟なガバナンス体制の構築を困難にするおそれがあります。

また、資本コストや株価を意識した経営の実現、ならびに企業価値向上に向けた施策の検討は、当社の取締役会が担うべき中核的な役割であるとともに、企業価値向上に向けた施策は、単に資本効率や株価指標のみを検討すれば足りるものではなく、その時々を経営環境、事業戦略、資本政策、投資計画、株主・投資家との対話状況、必要となる専門性等を総合的に踏まえ、取締役会が機動的かつ柔軟に行うべきであって、社外取締役のみで構成される委員会を、企業価値向上施策の検討機関として定款上固定化することが適切であるとはいえません。

当社は、中期経営計画において、PBR 1 倍以上、ROE10%以上を目標として掲げるとともに、M&Aやパートナーシップ強化による収益性向上、ヘルスケア分野の社会問題解決に資する投資、コーポレートガバナンス・コードの推進による透明性・公正性の確保、自己株式取得による機動的な資本政策、株主・投資家との対話強化による経営改善等を掲げております。このように、当社はすでに資本コストや株価を意識した経営および企業価値向上に向けた具体的な方針を明らかにしており、現体制においても、事業に精通している業務執行取締役、および各分野で高度かつ専門的な見識を持つ社外取締役によって、十分かつ実効的な業務執行の監督がなされていると考えております。

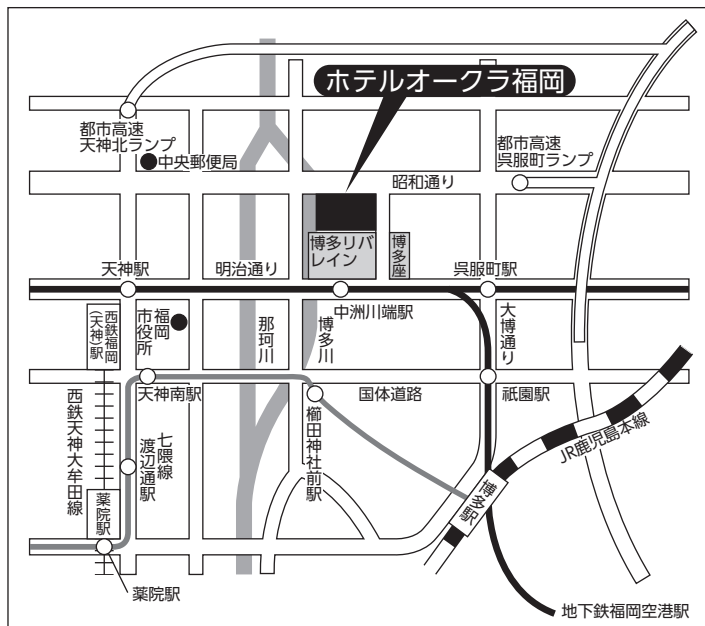
したがって、本提案のとおり、別途の委員会の設置およびその勧告・説明義務を定款により強制する必要性は認められません。むしろ、当社の経営判断の機動性・柔軟性を損ない、取締役会が本来担うべき企業価値向上に向けた判断を不必要に制約するおそれがあると判断いたしました。

したがって、これらのことから、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

株主総会会場ご案内図

会場

福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階「平安の間」 TEL (092) 262-1111



交通

- JR博多駅から
地下鉄 博多駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約5分)
タクシー 所要時間 約10分
- 福岡空港から
地下鉄 福岡空港駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約10分)
タクシー 所要時間 約20分
- 西鉄福岡(天神)駅から 徒歩 約15分

◎車いすでのご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。
◎当日、ご出席にあたりサポートが必要な株主様は、ご来場の際に、スタッフにお声かけください。